

# 一般社団法人日本膝関節学会 入退会に関する規則

## 第1条 (目的)

この規則は、一般社団法人日本膝関節学会（以下「この法人」という。）定款第6条2項の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条 (入会手続)

この法人の正会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。

- (1) 所定の入会申込書に所要事項を記載し、署名して学会事務局へ提出すること
  - (2) 評議員1名の推薦を得ること
2. この法人の準会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。
- (1) 所定の入会申込書に所要事項を記載し、署名して学会事務局へ提出すること
  - (2) 評議員2名の推薦を得ること
  - (3) 一定以上の業績を有する者
3. この法人の賛助会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。
- (1) 所定の入会申込書に所要事項を記載し、個人または代表者が署名、押印して学会事務局へ提出すること
  - (2) 評議員2名の推薦を得ること
4. この法人の臨時会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。
- (1) 学術集会の共同研究者で、定められた年会費を支払い、所定の入会申込書に所要事項を記載のうえ学会事務局へ提出すること。
5. 前3項による所定の手続を行なった者は、理事会の審議を経て入会の可否が決定され、理事長は、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

## 第3条 (会員の権利及び義務)

正会員、準会員、賛助会員及び臨時会員は、下記及びこの法人の定款及び規則に定められた内容による権利及び義務を有する。

### (1) 正会員

#### ①権利

- (ア) この法人が刊行する機関紙及び図書等の優先的配布を受けること
- (イ) 会員集会、学術集会、その他この法人が行なう事業への参加ができること
- (ウ) 機関誌への投稿及び学術集会への応募・出題ができること
- (エ) 評議員の被選出資格を有すること

#### ②義務

- (ア) 会費を納入すること
- (イ) 住所、氏名、機関紙送付先等に変更のある場合は速やかに事務局へ届け出ること

### (2) 準会員

#### ①権利

- (ア) 前記(1)①の(ア)及び(ウ)

(イ) 会員集会、学術集会への参加ができること

②義務 前記(1)に同じ。

(3) 賛助会員

①権利

(ア) 前記(1)①の (ア)

(イ) 学術集会への参加ができること

②義務 前記(1)に同じ。

(4) 臨時会員

①権利

(ア) 臨時会員は当該年度の学術集会への応募・出題ができ、主演者あるいは共同演者として発表することができる。

(イ) 臨時会員は学術集会で発表した内容をこの法人が刊行する機関誌へ投稿することができる。

第4条 (会費)

入会の許可を受けた者は直ちに当該年度の会費を支払わなければならない。

2 会費の金額及び納期等に関する扱いについては、社員総会の決議により定める会費に関する規則によるものとする。

第5条 (会員名簿)

入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、別に定める情報公開規則によるほか、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

第6条 (退会)

会員は、別途定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。定款第 10 条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合についても同様とする。

第7条 (再入会)

過去にこの法人の会員であった者で再入会を希望する場合には、第 2 条の規定を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

第8条 (休会及び手続)

留学、出産・育児、介護、健康上の理由、その他理事会が認める理由のために休会を希望する者は、下記の事項を具備することを要する。

- 1) 所定の休会届に所要事項を記入、署名の上、休会事由となる証明書等を添えて本学会事務局へ提出すること
- 2) 休会事由が終了した際、復会することを条件に休会を認めることとする
- 3) 休会中は会費の納入を免除する。但し、その権利は一時的に喪失することとする
- 4) 復会する際は、住所、氏名、学会機関誌送付先等を速やかに本学会事務局に届出ること

5) 休会期間は一度の申請で最長 2 年間とし、延長する場合は再申請を行うこととする

#### 第9条 (規則の変更)

この規則は理事会および社員総会の決議を経て変更することができる。

#### 附 則

1 この規則は、令和 5 年 11 月 2 日から施行する。